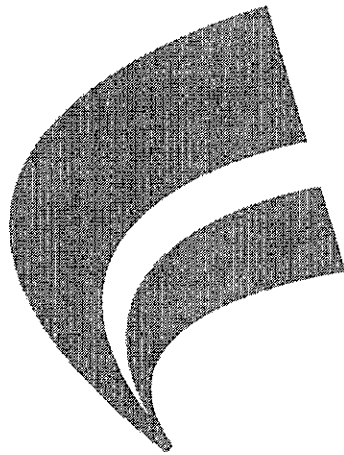


令和3年度 教育委員会

(第6回定例会)

開催日 令和3年9月2日



笛吹市

笛吹市教育委員会

令和3年度9月定例教育委員会会議日程

日 時 令和3年9月2日(木)午前9時30分開会
場 所 笛吹市役所市民窓口館 302、303 会議室

- 1 開会
- 2 教育長あいさつ
- 3 前回議事録の承認及び今回議事録署名委員の指名
(9月議事録：飯田委員、芦澤委員)
- 4 教育長の報告
- 5 各課からの報告
- 6 議事

報告第3号

令和3年笛吹市議会第3回定例会提出議案等について

報告第4号

笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付要綱について

報告第5号

笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付要綱について

報告第6号

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱について

報告第7号

笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱を廃止する要綱
について

議案第7号

笛吹市スポーツ推進計画(案)について

議案第8号

令和3年度教育に関する事務の点検・評価報告書
(令和2年度実施事業)について

- 7 その他
- 8 閉会

次回定例教育委員会 令和3年10月7日(木)
午後1時15分～ 市民窓口館 302・303 会議室

報告第3号（9月）

令和3年笛吹市議会第3回定例会提出議案等について

教育委員会

令和3年笛吹市議会第3回定例会会期日程

○会 期：令和3年9月10日（金）～10月5日（火）

26日間

月 日	曜日	会議名等	開議時間	議 事 等
9月3日	金	議会運営委員会	午前10時	・会期日程等協議
		全員協議会	午後3時	
9月10日	金	本 会 議	午後1時30分	・市長行政報告・提出議案説明 ・決算審査報告
11日	土	休 会		
12日	日	休 会		
13日	月	休 会		
14日	火	休 会		
15日	水	休 会		
16日	木	休 会		
17日	金	休 会		
18日	土	休 会		
19日	日	休 会		
20日	月	休 会		
21日	火	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び代表質問
22日	水	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 ・付託
23日	木	休 会		
24日	金	本 会 議	午前10時	・議案に対する質疑及び一般質問 (予備日)
25日	土	休 会		
26日	日	休 会		
27日	月	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
28日	火	休 会	午前9時	常任委員会・付託事件審査
29日	水	休 会	午前9時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
30日	木	休 会	午前9時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
10月1日	金	休 会	午前9時	常任委員会 ・付託事件審査(決算認定)
2日	土	休 会		
3日	日	休 会		
4日	月	休 会		(常任委員会予備日)
5日	火	議会運営委員会	午後1時30分	
		全員協議会	午後2時	
		本 会 議	午後3時	・委員会審査報告・討論・採決

令和3年笛吹市議会第3回定例会 議案一覧表（令和3年9月10日提出）

件数	議案番号	題 名	主管課
1	報告第6号	令和2年度笛吹市財政健全化判断比率及び公営企業の資金不足比率の報告について	財政課
2	議案第66号	笛吹みんなの広場条例の制定について	まちづくり整備課
3	議案第67号	笛吹市過疎対策のための固定資産税の免除に関する条例の一部改正について	税務課
4	議案第68号	笛吹市芦川地区過疎地域活性化基金条例の一部改正について	財政課
5	議案第69号	令和3年度笛吹市一般会計補正予算(第5号)について	財政課
6	議案第70号	令和3年度笛吹市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について	財政課
7	議案第71号	令和3年度笛吹市介護保険特別会計補正予算(第2号)について	財政課
8	議案第72号	令和3年度笛吹市介護サービス特別会計補正予算(第1号)について	財政課
9	議案第73号	令和3年度笛吹市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	財政課
10	議案第74号	令和3年度笛吹市農業集落排水特別会計補正予算(第1号)について	財政課
11	議案第75号	令和3年度笛吹市境川観光交流センター特別会計補正予算(第1号)について	財政課
12	議案第76号	令和3年度笛吹市森林経営管理特別会計補正予算(第1号)について	財政課
13	議案第77号	令和3年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
14	議案第78号	令和3年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
15	議案第79号	令和3年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
16	議案第80号	令和3年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
17	議案第81号	令和3年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
18	議案第82号	令和3年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
19	議案第83号	令和3年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
20	議案第84号	令和3年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
21	議案第85号	令和3年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計補正予算(第1号)について	財政課
22	議案第86号	令和3年度笛吹市水道事業会計補正予算(第2号)について	業務課
23	議案第87号	令和2年度笛吹市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課
24	議案第88号	令和2年度笛吹市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
25	議案第89号	令和2年度笛吹市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
26	議案第90号	令和2年度笛吹市介護サービス特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
27	議案第91号	令和2年度笛吹市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	財政課

令和3年笛吹市議会第3回定例会 議案一覧表（令和3年9月10日提出）

件数	議案番号	題 名	主管課
28	議案第92号	令和2年度笛吹市農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
29	議案第93号	令和2年度笛吹市境川観光交流センター特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
30	議案第94号	令和2年度笛吹市森林経営管理特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
31	議案第95号	令和2年度笛吹市黒駒山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
32	議案第96号	令和2年度笛吹市大積寺山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
33	議案第97号	令和2年度笛吹市稲山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
34	議案第98号	令和2年度笛吹市牛ヶ額恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
35	議案第99号	令和2年度笛吹市大口山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
36	議案第100号	令和2年度笛吹市崩山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
37	議案第101号	令和2年度笛吹市名所山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
38	議案第102号	令和2年度笛吹市春日山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
39	議案第103号	令和2年度笛吹市兜山外五山恩賜県有財産保護財産区管理会特別会計歳入歳出決算認定について	財政課
40	議案第104号	令和2年度笛吹市水道事業会計決算認定について	業務課
41	議案第105号	令和2年度笛吹市公共下水道事業会計決算認定について	業務課
42	議案第106号	令和2年度笛吹市営春日居地区温泉給湯事業会計決算認定について	業務課
43	議案第107号	令和2年度笛吹市簡易水道事業会計決算認定について	業務課
44	議案第108号	変更契約の締結について(みんなの広場整備工事(債務))	管財課 (まちづくり整備課)
45	議案第109号	笛吹市過疎地域持続的発展計画の策定について	政策課
46	議案第110号	字界の区域の変更について	農林土木課
47	議案第111号	市道認定について	土木課

令和 3年度 9月補正 予算見積総括表

教育委員会 部(局)

(単位：千円)

課名	歳出見積額	財源内訳					一般財源
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
教育総務課	143					143	
学校教育課	2,914	7,155		145,100	2,050	△ 151,391	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
						0	
部(局)計	3,057	7,155	0	145,100	2,050	△ 151,248	

報告第4号（9月）

笛吹市立小中学校修学旅行費補助
金交付要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

<p>題名</p>	<p>(令和3年 笛吹市告示第 号) 笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>笛吹市立小中学校が教育課程の一環として実施する修学旅行に要する費用の一部について、保護者の負担軽減及び義務教育の円滑な運営を図るため、補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。</p>
<p>概要</p>	<p>笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱を廃止し、笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金に係る補助基準内規で定めている補助項目の一部を、新たに要綱で定める。</p>
<p>経過</p>	<p>これまでは、現行の笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱及び同要綱の詳細を内規で定め運用していた。 しかし、令和元年度事務事業評価において、要綱及び内規で規定されている補助項目、補助対象等にそぐわない項目が含まれているとの指摘を受けたため、個別に補助金として整備が必要なものは要綱を制定し、それ以外の補助については、各節に予算計上を行うこととした。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号) 笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱(平成17年笛吹市教育委員会告示第9号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和3年度当初予算計上(10,980千円)</p>
<p>その 他</p>	

笛吹市告示第 155 号

笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 8 月 16 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、笛吹市立小中学校が教育課程の一環として実施する修学旅行に要する費用の一部について、保護者の負担軽減及び義務教育の円滑な運営を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付対象者は、笛吹市立小中学校に在学する児童生徒の保護者(以下「保護者」という。)とする。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象経費は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請等の委任)

第 5 条 保護者は、当該補助金における申請、実績報告、受領、修学旅行費への充当その他補助金に関する一切の権限を当該児童生徒が在学する小中学校の校長(以下「校長」という。)に委任するものとする。

(交付申請)

第 6 条 校長は、前条の規定による委任を受けたときは、笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第 2 号)

(2) 修学旅行費用見積書の写し

(3) 修学旅行実施要項の写し

(交付決定)

第 7 条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付決定通知書(様式第 3 号)により校長に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 校長は、補助金の交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、
笛吹市立小中学校修学旅行費補助金変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 修学旅行の実施期間を変更するとき。
- (2) 変更後の額が補助金の交付決定額を下回るとき。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、笛吹市立小中学校修学旅行費補助金変更承認通知書(様式第5号)により校長に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 校長は、補助金の交付を受けようとするときは、笛吹市立小中学校修学旅行費補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書の提出があったときは、校長に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 校長は、修学旅行が終了した後、速やかに笛吹市立小中学校修学旅行費補助金実績報告書(様式第7号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第8号)
- (2) 修学旅行費用精算書の写し
- (3) 領収書の写し

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、交付決定額の範囲内において交付すべき補助金の額を確定し、笛吹市立小中学校修学旅行費補助金額確定通知書(様式第9号)により、校長に通知するものとする。

2 校長は、実績報告書を提出した場合において、本来交付を受けるべき補助金の額を上回る額の補助金が交付されているときは、速やかにその差額を精算し、これを市長に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第3条、第4条関係)

補助対象経費	補助率及び補助限度額	算出方法
交通費(有料道路及び駐車場代を含む。)、保険料、入場及び見学料、宿泊料、乗務員及び添乗員費用、企画料	補助対象経費の4分の1の範囲内とする。ただし、小学校1人当たり8,200円、中学校1人当たり10,400円を限度とする。	補助対象経費を参加した児童生徒数で除して得た額に、補助率を乗じるものとする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

様式第 1 号(第 6 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 学校
校長

笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付申請書

次のとおり笛吹市立小中学校修学旅行費補助金の交付を受けたいので、笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 修学旅行費用見積書の写し
- (3) 修学旅行実施要項の写し

様式第 2 号(第 6 条関係)

事業計画書

1 事業名 学校修学旅行

2 事業の内容

(1) 実施場所

(2) 実施年月日 年 月 日から 年 月 日まで

3 参加人数 児童・生徒 人

4 交付申請額積算表

区分	金額	参加人数 (B)	補助率 (C)	補助対象基礎額 (D) ((A) / (B) × (C))
交通費	円	人	4分の1	円 (100円未満切捨て)
保険料	円			
入場・見学科	円			
宿泊料	円			
添乗員 乗務員費	円			
企画料	円			
合計(A)	円			

補助対象基礎額(D)	補助限度額(E)	(D)(E)のどちらか低い額(F)
円	円	円

1人あたり補助額(F)	参加人数(B)	交付申請額(F) × (B)
円	人	円

様式第 3 号(第 7 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立 学校
校長 様

笛吹市長



笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった笛吹市立小中学校修学旅行費補助金について、笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付要綱第 7 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

交付決定額 円

様式第4号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 学校
校長

笛吹市立小中学校修学旅行費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市立小中学校修学旅行費補助金について、変更したいので、笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 交付決定額 円
- 2 変更後の額 円
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 市長が必要と認める書類

様式第 5 号(第 8 条関係)

年 月 日

笛吹市立 学校
校長 様

笛吹市長



笛吹市立小中学校修学旅行費補助金変更承認通知書

年 月 日付で提出のあった笛吹市立小中学校修学旅行費補助金変更承認申請について、笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

変更後の交付決定額

円

様式第6号(第9条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 学校
校長

笛吹市立小中学校修学旅行費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市立小中学校修学旅行費補助金について、笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり補助金を請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

様式第7号(第10条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 学校
校長

笛吹市立小中学校修学旅行費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市立小中学校修学旅行費補助金について、笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 実績報告額 円

3 補助金返還額 円

4 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 修学旅行費用精算書の写し
- (3) 領収書の写し

様式第 8 号(第 10 条関係)

事業報告書

1 事業名 学校修学旅行

2 事業の内容

(1) 実施場所

(2) 実施年月日 年 月 日から 年 月 日まで

3 参加人数 児童・生徒 人

4 実績報告額積算表

区分	金額	参加人数 (B)	補助率 (C)	補助対象基礎額 (D) ((A) / (B) × (C))
交通費	円	人	4分の1	円 (100円未満切捨て)
保険料	円			
入場・見学科	円			
宿泊料	円			
添乗員 乗務員費	円			
企画料	円			
合計(A)	円			

補助対象基礎額(D)	補助限度額(E)	(D)(E)のどちらか低い額(F)
円	円	円

1人あたり補助額(F)	参加人数(B)	実績報告額(F) × (B)
円	人	円

様式第9号(第11条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立 学校
校長 様

笛吹市長



笛吹市立小中学校修学旅行費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった笛吹市立小中学校修学旅行費補助金について、笛吹市立小中学校修学旅行費補助金交付要綱第11条第1項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額 円

報告第5号（9月）

笛吹市立中学校部活動大会参加費
補助金交付要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

題名	(令和3年 笛吹市告示第 号) 笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付要綱
趣旨目的	笛吹市立中学校の生徒が部活動の一環として山梨県中学校総合体育大会等に出場するために要する参加費について、保護者に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。
概要	笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱を廃止し、笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金に係る補助基準内規で定めている補助項目の一部を、新たに要綱で定める。
経過	<p>これまでは、現行の笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱及び同要綱の詳細を内規で定め運用していた。</p> <p>しかし、令和元年度事務事業評価において、要綱及び内規で規定されている補助項目、補助対象等にそぐわない項目が含まれているとの指摘を受けたため、個別に補助金として整備が必要なものは要綱を制定し、それ以外の補助については、各節に予算計上を行うこととした。</p>
関係法令	<p>笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)</p> <p>笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱(平成17年笛吹市教育委員会告示第9号)</p>
予算措置	令和3年度当初予算計上(900千円)
その他	

笛吹市告示第 156 号

笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 8 月 16 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、笛吹市立中学校の生徒が部活動の一環として山梨県中学校総合体育大会等に出場するために要する参加費について、保護者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第 2 条 補助金の交付対象となる大会は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 山梨県中学校総合体育大会
- (2) 山梨県中学校選手権大会
- (3) 山梨県中学校新人大会

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、前条に規定する大会に出場する笛吹市立中学校に在学する生徒の保護者(以下「保護者」という。)とする。

(補助対象経費及び補助限度額)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、大会参加費とし、出場する生徒 1 人当たり 500 円を限度とする。

(交付申請等の委任)

第 5 条 保護者は、当該補助金における申請、実績報告、受領、出場する参加費への充当その他補助金に関する一切の権限を当該生徒が在学する中学校の校長(以下「校長」という。)に委任するものとする。

(交付申請)

第 6 条 校長は、前条の規定による委任を受けたときは、第 2 条に規定する大会へ出場が決定後、笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、市長が認めるときは、第 2 条に規定する大会へ出場が決定する前において、前年度の実績を補助金額として申請することができる。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
 - (2) 大会種目別参加費内訳予定表(様式第3号)
- (交付決定)

第7条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付決定通知書(様式第4号)により校長に通知するものとする。

(変更申請等)

第8条 校長は、補助金の交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更後の額が補助金の交付決定額を下回るときは、この限りでない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金変更承認通知書(様式第6号)により校長に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第9条 校長は、補助金の交付を受けようとするときは、笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金概算払請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の規定による請求書の提出があったときは、校長に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第10条 校長は、第2条に規定する大会が終了した後、速やかに笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金実績報告書(様式第8号。以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第9号)
- (2) 大会種目別参加費内訳報告書(様式第10号)
- (3) 領収書の写し

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定額の範囲内において交付すべき補助金の額を確定し、笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金額確定通知書(様式第11号)により、校長に通知するものとする。

2 校長は、実績報告書を提出した場合において、本来交付を受けるべき補助金の額を上回る額の補助金が交付されているときは、速やかにその差額を精算

し、これを市長に返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

様式第1号(第6条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 中学校
校長

笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付申請書

次のとおり笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金の交付を受けたいので、
笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付要綱第6条の規定により、関係書
類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 大会種目別参加費内訳予定表

様式第2号(第6条関係)

事業計画書

1 学校名 笛吹市立 中学校

2 経費の内訳

(単位：円)

項目	金額	負担内訳		経費積算基礎
		補助金	自己負担 その他	
総合体育大会				
選手権大会				
新人大会				
合計				

様式第3号(第6条関係)

大会種目別参加費内訳予定表

1 笛吹市立 中学校

2 大会名

3 内訳

No	県大会 出場部活名	参加人数	参加費(円) (円×人数)	大会 期日	大会会場
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
合計					

様式第4号(第7条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立 中学校
校長 様

笛吹市長



笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金について、笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

交付決定額 円

様式第 5 号(第 8 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 中学校
校長

笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金について、変更したいので、笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付決定額 円

2 変更後の額 円

3 変更の理由

4 変更の内容

5 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 市長が必要と認める書類

様式第 6 号(第 8 条関係)

年 月 日

笛吹市立 中学校
校長 様

笛吹市長



笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで提出のあった笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金変更承認申請について、笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

変更後の交付決定額

円

様式第7号(第9条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 中学校
校長

笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金について、笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり補助金を請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

様式第 8 号(第 10 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 中学校
校長

笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金について、笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金交付要綱第 10 条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 交付決定額 円
- 2 実績報告額 円
- 3 補助金返還額 円
- 4 添付書類
 - (1) 事業実績書
 - (2) 大会種目別参加費内訳報告書
 - (3) 領収書の写し

様式第9号(第10条関係)

事業実績書

1 学校名 笛吹市立 中学校

2 経費の内訳

(単位：円)

項目	金額	負担内訳		経費積算基礎
		補助金	自己負担 その他	
総合体育大会				
選手権大会				
新人大会				
合計				

様式第 10 号(第 10 条関係)

大会種目別参加費内訳報告書

1 笛吹市立 中学校

2 大会名

3 内訳

No	県大会 出場部活名	参加人数	参加費(円) (円×人数)	大会 期日	大会会場
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
	合計				

様式第 11 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立 中学校
校長 様

笛吹市長



笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金について、笛吹市立中学校部活動大会参加費補助金要綱第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

交付確定額 円

報告第6号（9月）

笛吹市立中学校関東大会及び全国
大会生徒出場費補助金交付要綱に
ついて

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

<p>題名</p>	<p>(令和3年 笛吹市告示第 号) 笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>笛吹市立中学校の生徒が学校教育の一環として、関東大会及び全国大会に出場するために要する費用の一部について、保護者に対して補助金を交付することに関し、必要な事項を定める。</p>
<p>概要</p>	<p>笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱を廃止し、笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金に係る補助基準内規で定めている補助項目の一部を、新たに要綱で定める。</p>
<p>経過</p>	<p>これまでは、現行の笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱及び同要綱の詳細を内規で定め運用していた。 しかし、令和元年度事務事業評価において、要綱及び内規で規定されている補助項目、補助対象等にそぐわない項目が含まれているとの指摘を受けたため、個別に補助金として整備が必要なものは要綱を制定し、それ以外の補助については、各節に予算計上を行うこととした。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号) 笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱 (平成17年笛吹市教育委員会告示第9号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和3年度当初予算計上(2,250千円)</p>
<p>その 他</p>	

笛吹市告示第 157 号

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱を次のように定める。

令和 3 年 8 月 16 日

笛吹市長 山下 政 樹

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱
(趣旨)

第 1 条 この要綱は、笛吹市立中学校の生徒が学校教育の一環として関東大会及び全国大会に出場するために要する費用の一部について、保護者に対して予算の範囲内で補助金を交付することに関し、笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第 2 条 補助金の交付対象となる大会は、次に掲げる大会で教職員が引率する大会とする。

- (1) 運動部は、関東中学校体育連盟又は日本中学校体育連盟が主催する大会
- (2) 文化部は、県代表として選考され出場する資格を得た文部科学省又は都道府県教育委員会が主催又は後援する大会で、市長が適当と認めたもの

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者は、前条に規定する大会に出場する笛吹市立中学校に在学する生徒の保護者(以下「保護者」という。)とする。

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交通費(有料道路代及び駐車料代を含む。)
- (2) 宿泊費(1 人 1 泊当たり、10,900 円を限度とする。)
- (3) 大会参加費(振込手数料を含む。)
- (4) 運搬費(出場に要する用具等を運搬するために係る経費)
- (5) その他大会に参加するために市長が必要と認めた経費

(補助金の額等)

第 5 条 補助金の補助限度額及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

(交付申請等の委任)

第 6 条 保護者は、当該補助金における申請、実績報告、受領、大会出場に要する費用への充当その他補助金に関する一切の権限を当該生徒が在学中

学校の校長(以下「校長」という。)に委任するものとする。

- 2 保護者は、前項の規定による委任をするときは、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付申請等に係る委任状(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付申請)

第7条 校長は、前条第2項の規定による委任状の提出があったときは、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第3号)
- (2) 大会要項等の写し
- (3) 大会要項等の規定による選手等名簿の写し

(交付決定)

第8条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付決定通知書(様式第4号)により校長に通知するものとする。

(変更申請等)

第9条 校長は、補助金の交付決定を受けた内容を変更しようとするときは、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金変更承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、変更後の額が補助金の交付決定額を下回るときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、変更の可否を決定し、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金変更承認通知書(様式第6号)により校長に通知するものとする。

(補助金の請求等)

第10条 校長は、補助金の交付を受けようとするときは、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金概算払請求書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は前項の規定による請求書の提出があったときは、校長に補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第11条 校長は、第2条に規定する大会が終了した後、速やかに笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金実績報告書(様式第8号。以下「実

績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書(様式第9号)
 - (2) 大会実施報告等の写し
 - (3) 領収書の写し
- (補助金の額の確定)

第12条 市長は、実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、交付決定額の範囲内において、交付すべき補助金の額を確定し、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金額確定通知書(様式第10号)により、校長に通知するものとする。

2 校長は、実績報告書を提出した場合において、本来交付を受けるべき補助金の額を上回る額の補助金が交付されているときは、速やかにその差額を精算し、これを市長に返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までになされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第5条関係)

補助率及び補助限度額	算出方法
補助対象経費の10分の10以内とする。ただし、次に掲げる大会開催地ごとに定める額を限度とする。 関東中部地域 1人当たり60,000円 東北近畿中国四国地域 1人当たり80,000円 北海道九州沖縄地域 1人当たり100,000円	補助対象経費を補助対象者の数で除して得た額に、補助率を乗じるものとする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

様式第 1 号(第 6 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

(保護者) 住所
氏名 ⑩
生徒氏名 (学年)

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒
出場費補助金交付申請等に係る委任状

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定により、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金を申請する権限、実績報告を行う権限、受領する権限、大会出場に要する費用に充当する権限、その他補助金に関する一切の権限を、次の者(校長)に委任します。

学校名

校長の氏名

様式第2号(第7条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 中学校
校長

笛吹市立中学校関東大会及び全国
大会生徒出場費補助金交付申請書

次のとおり笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金の交付を受けたいので、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 交付申請書 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 大会要項等の写し
- (3) 大会要項等の規定による選手等名簿の写し

様式第 3 号(第 7 条関係)

事業計画書

1 事業の内容

- (1) 大会名
- (2) 実施場所
- (3) 実施年月日

2 参加人数 引率教職員 人 生徒 人

3 交付申請額積算表

区分	金額	参加人数 (B)	補助率 (C)	補助対象基礎額 (D) ((A) / (B) × (C))
交通費	円	人	10分の10	円 (100円未満切捨て)
宿泊費	円			
大会参加費	円			
運搬費	円			
その他	円			
合計(A)	円			

補助対象基礎額(D)	補助限度額(E)	(D)(E)のどちらか低い額(F)
円	円	円

1人あたり補助額(F)	参加人数(B)	交付申請額(F) × (B)
円	人	円

様式第 4 号(第 8 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立 中学校
校長 様

笛吹市長



笛吹市立中学校関東大会及び全国大会
生徒出場費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金について、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

交付決定額 円

様式第 5 号(第 9 条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 中学校
校長

笛吹市立中学校関東大会及び全国大会
生徒出場費補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市立中学校
関東大会及び全国大会生徒出場費補助金について、変更したいので、笛吹市立
中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定に
より、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- 1 交付決定額 円
- 2 変更後の額 円
- 3 変更の理由
- 4 変更の内容
- 5 添付書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 市長が必要と認める書類

様式第 6 号(第 9 条関係)

年 月 日

笛吹市立 中学校
校長 様

笛吹市長



笛吹市立中学校関東大会及び全国大会
生徒出場費補助金変更承認通知書

年 月 日付けで提出のあった笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金変更承認申請について、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生徒出場費補助金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり承認したので通知します。

変更後の交付決定額 円

様式第7号(第10条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 中学校
校長

笛吹市立中学校関東大会及び全国
大会生徒出場費補助金概算払請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市立中学校
関東大会及び全国大会生徒出場費補助金について、笛吹市立中学校関東大会及
び全国大会生徒出場費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり
請求します。

1 請求額 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 信用組合 農協		本店 支店
フリガナ				
口座名義				
預金種類	普通 ・ 当座	口座番号		

様式第 8 号(第 11 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市長 様

笛吹市立 中学校
校長

笛吹市立中学校関東大会及び全国
大会生徒出場費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった笛吹市立中学校
関東大会及び全国大会生徒出場費補助金について、笛吹市立中学校関東大会及
び全国大会生徒出場費補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり関係書
類を添えて報告します。

1 交付決定額 円

2 実績報告額 円

3 補助金返還額 円

4 添付書類

- (1) 事業報告書
- (2) 大会実施報告等の写し
- (3) 領収書の写し

様式第 9 号(第 11 条関係)

事業報告書

1 事業の内容

- (1) 大会名
- (2) 実施場所
- (3) 実施年月日

2 参加人数 引率教職員 人 生徒 人

3 交付申請額積算表

区分	金額	参加人数 (B)	補助率 (C)	補助対象基礎額 (D) (A) / (B) × (C)
交通費	円	人	10 分の 10	円 (100 円未満切捨て)
宿泊費	円			
大会参加費	円			
運搬費	円			
その他	円			
合計(A)	円			

補助対象基礎額(D)	補助限度額(E)	(D)(E)のどちらか低い額(F)
円	円	円

1 人あたり補助額(F)	参加人数(B)	交付申請額(F) × (B)
円	人	円

様式第 10 号(第 12 条関係)

第 号
年 月 日

笛吹市立 中学校
校長 様

笛吹市長



笛吹市立中学校関東大会及び全国大会
生徒出場費補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった笛吹市立中学校関東大会及び
全国大会生徒出場費補助金について、笛吹市立中学校関東大会及び全国大会生
徒出場費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり補助金の額を
確定したので通知します。

交付確定額 円

報告第7号（9月）

笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱を廃止する要綱について

学校教育課

例規審査委員会説明書

部・課

教育委員会 学校教育課

<p>題名</p>	<p>(平成 17 年 笛吹市教育委員会告示第 9 号) 笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱を廃止する要綱</p>
<p>趣旨 目的</p>	<p>笛吹市立小中学校が実施する校外行事等に対する補助金について精査し、必要とする補助金ごとに 3 つの要綱を新制定するため、本要綱を廃止するものである。</p>
<p>概要</p>	<p>笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金に係る補助基準内規で定めている補助項目の一部を、新たに要綱で定めることから、本要綱は不要となるため廃止する。</p>
<p>経過</p>	<p>これまでは、現行の笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱及び同要綱の詳細を内規で定め運用していた。 しかし、令和元年度事務事業評価において、要綱及び内規で規定されている補助項目、補助対象等にそぐわない項目が含まれているとの指摘を受けたため、個別に補助金として整備が必要なものは要綱を制定し、それ以外の補助については、各節に予算計上を行うこととした。</p>
<p>関係 法令</p>	<p>笛吹市補助金等交付規則(平成 16 年笛吹市規則第 47 号)</p>
<p>予算 措置</p>	<p>令和 3 年度当初予算計上(21, 334 千円)</p>
<p>その 他</p>	<p></p>

笛吹市教育委員会告示第 15 号

笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱を廃止する要綱を次のように定める。

令和 3 年 8 月 16 日

笛吹市教育委員会教育長 望 月 栄 一

笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱を廃止する
要綱

笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱(平成 17 年教育委員会告示第 9 号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の前日に、この要綱による廃止前の笛吹市立小中学校校外行事等に対する補助金交付要綱の規定によりなされた補助金の交付その他の手続については、同日後もなおその効力を有する。

議案第7号（9月）

笛吹市スポーツ推進計画(案)について

※別冊資料

生涯学習課

議案第8号（9月）

令和3年度教育に関する事務の点
検・評価報告書（令和2年度実施事
業）について

※別冊資料

教育委員会